

**奥州市総合水沢病院における患者一部負担金
に係る債権回収業務委託について
(お 知 ら せ)**

奥州市総合水沢病院では、患者一部負担金に係る特定の未収金について、患者間の負担の公平性確保や個人未収金縮減の観点から、専門的な業者に債権回収業務を委託することにより、未収金の回収促進と収納事務の効率化を図ることを目的に弁護士法人ライズ総合法律事務所に債権回収業務を委託することとしましたのでお知らせします。

1 業務名

奥州市総合水沢病院未収金回収業務

2 委託先

名 称 弁護士法人ライズ綜合法律事務所
所在地 東京都中央区日本橋 3-9-1 日本橋三丁目スクエア 12 階
連絡先 弁護士法人ライズ綜合法律事務所 東京中央事務所
東京都中央区八丁堀 3 丁目 1 2-8 H f 八丁堀ビルディング 2 F
TEL 03-6638-8122

3 委託期間

令和 6 年 12 月 18 日から令和 9 年 3 月 31 日

4 業務委託内容

債務者等に対する電話、文書等による連絡および催告
支払方法等の相談業務
当該債権の調査、管理、回収業務
当該債権の弁済金の受領
当該債権に係る訴訟、民事執行手続き等の法的回収
その他、上記業務に付随する一切の業務

5 対象とする未収金

病院職員での回収が困難な患者一部負担金に係る未収金のうち、委託業者による債権回収業務が必要と判断した未収金

6 委託後の入金案内等について

委託した債権は、当院に代わり、弁護士法人ライズ綜合法律事務所が債権回収業務を行います。

令和 7 年 2 月 1 日
奥州市病院事業管理者
朝日田 倫明